

重要事項説明書

法人名	医療法人浜江堂三野原病院	
代表者	医療法人浜江堂三野原病院 理事長 三野原 元澄	
種類	指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所	
名称	ささぐり訪問看護ステーション	
指定番号	介護:4060490002	医療:04・9000・2
所在地	〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町大字金出3553	
電話番号	092-947-2772	
管理者氏名	江田 美由紀	
職員体制	看護師 常勤 (名) 非常勤 (名) 看護補助 (名) 理学療法士 (名) 作業療法士 (名) 言語聴覚士 (名)	

《 運営方針 》

- 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるよう支援を行います。
- 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者またはその家族に対し事業の提供方法等について理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

《 事業内容 》

- 終末期の看護(痛みのケア等)
- リハビリテーション(日常生活訓)
- 生活習慣病の療養指導
- 主治医との連絡、調整
- 家族の介護指導及び相談 (認知症・難病等)
- 医師の指示による医療処置 (床ずれ・胃瘻・吸引・人工肛門・カテーテル等)
- 療養生活の支援 (食事・排泄介助・体位交換・清拭・洗髪・入浴介助・口腔ケア等)

《 営業日 》

平日 8:30～17:00
土曜 8:30～12:30

《 休日 》

日曜・祝日
12月31日～1月3日

《 実施地域 》

粕屋郡(篠栗町・粕屋町・志免町・須恵町・宇美町・久山町)
福岡市(東区・博多区) 飯塚市 事業所より片道15km程度

《 守秘義務 》

事業者及び従事者は、サービスを提供する上で、業務上知り得た利用者やご家族に関する個人情報を、在職中はもとより、退職後及び本契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。

《 人権擁護・虐待防止 》

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の為に研修等を通して、人権意識や知識の向上に努めます。生命や身体に重大な危険が生じている場合は必要な措置を講じます。
虐待防止に関する責任者 : 管理者 江田 美由紀

《 緊急時の対応 》

事業者は訪問看護を実施中に利用者の病状が急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じ、応急の手当てを行い、速やかに主治医、家族等に連絡し適切な措置を講じます。

指定医療機関名)	電話番号)
----------	-------

《 苦情処理体制 》

苦情相談に対する常設の窓口として相談担当者を置いています。担当者が不在の時は、誰でも対応できるようにするとともに、担当者に引継ぎ、苦情に対し迅速に対応します。

利用者又は家族が苦情の申し立てを行った場合、迅速・丁寧に対応し、サービスの質の向上、改善に努めます。

【窓 口】

平日 8:30～17:00 電話番号 092(947)2772
土曜日 8:30～12:30 担当者 江田 美由紀

※ 相談窓口(行政機関及び苦情受付機関)

篠栗町役場 〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4855番地5
電話番号 092-947-1111(代表番号)
FAX番号 092-947-7977

粕屋町役場 総務課 〒811-2392福岡県糟屋郡 粕屋町駕与丁1丁目1-1
電話番号 092-938-0162(直通)
FAX番号 092-938-3150

久山町役場 〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632
電話番号 092-976-1111
FAX番号 :092-976-2463

志免町役場 〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号
電話番号 092-935-1001(代表)
FAX番号 092-935-9459(代表)

須恵町役場 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
電話番号 092-932-1151(代表)
FAX番号 092-933-6579(代表)

宇美町役場 〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
電話番号 092-932-1111(代表)
FAX番号 092-933-7512(代表)

福岡市市役所 〒810-0001福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話番号 092-711-4111(代表)
FAX番号 不明

飯塚市役所 〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号
電話番号 0948-22-5500
FAX番号 0948-21-2066

介護保険広域 〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町大字久原3168-1-3F
連合(粕屋支部) 電話番号 092-652-3111
FAX番号 同上

福岡県後期 〒812-0044福岡県福岡市博多区千代4丁目1-27
高齢者医療 電話番号 092-651-3111
広域連合 FAX番号 092651-3901

国民健康保険 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47
連合会

担当課	電話番号	FAX番号	内容
介護管理係	092-642-7813	092-642-7856	伝送に関すること 届出に関すること
介護保険係	092-642-7858	092-642-7856	請求に関すること
苦情相談窓口	092-642-7859	092-642-7857	介護サービス相談窓口

《 事故発生時の対応 》

事業者は、訪問看護サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、医療安全会議で事故対策、賠償について検討します。

《 看護体制 》

担当看護師を決め、同じ看護師が定期的に訪問いたしますが、年に数回担当の変更がありますのでご了承下さい。なお、利用者が訪問看護師の変更を希望される場合には、変更を拒む理由がない限り対応しますのでご相談下さい。

《 業務継続計画の策定について 》

事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、及び訓練を定期的に行います。

《 衛生管理について 》

事業者は職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。また、ステーションにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

《 ハラスメント対策について 》

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力・ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す等)

《 その他 》

- ・訪問看護師は、医師の指示に基づいた医療行為や療養上のお世話をを行うとされています。
- ・利用者の都合によりサービスを中止する場合は、当日午前8時30分までに連絡をお願い致します。

訪問看護利用料 ※加算項目表 別紙

令和6年6月1日改定

【介護保険ご利用の方(1割)】

	訪問看護	予防訪問看護	
20分未満/回	… 314円/回	303円/回	} 看護師の訪問
30分未満	… 471円/回	451円/回	
30分以上60分未満	… 823円/回	794円/回	
60分以上90分未満	… 1128円/回	1090円/回	
20分/回 1単位	… 294円/回	284円/回	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の訪問

※1日3回以上の場合90/100
(予防は50/100)

○加算項目については別紙参照

※ 介護保険での支給限度額の範囲を超えたサービスの利用料については、全額自己負担となります。

※ 介護保険料を滞納した場合は、一旦サービス費全額のお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

※ 病状が不安定になり頻回な訪問看護が必要であると主治医が特別指示書を交付した場合、医療保険に変わります。

【医療保険ご利用の方】

○後期高齢者医療

- 一般 … 利用料の1割負担
- 現役並みの所得者 … 利用料の3割負担

○国民健康保険・社会保険・退職者医療

(本人・家族) … 利用料の3割負担(所得等により上限額あり)

○重度障害者医療 … 500円/月 (限度)

- ・公費医療(被爆者医療・生活保…負担金はありません)

○特定疾患医療 … 受給者証の「自己負担限度額」に応じて支払額が異なります。

○その他の利用料

- ・規定時間(1時間30分)超過の訪問看護料 1,000円/30分毎
- ・営業日以外の訪問看護料 1,000円/30分毎
- ・死後の処置料(エンゼルケア) 12,000円

＜ 営業日・営業時間 ＞

平日 : 8:30~17:00 土曜日 : 8:30~12:30

休日 : 日曜日・祝日、年末年始 12/31~1/3

【自費の訪問看護】

介護保険の利用単位数に基づく料金が全額自己負担となります。

【その他】

- サービスの実施に必要な医療保険適応外の衛生材料、器材等及び利用者宅の水道、ガス、電気、電話の費用は利用者の負担となります。
- 訪問看護実施地域以外で訪問のご希望がある場合は、交通費を頂いています。

【お支払いについて】

担当看護師が毎月初旬に前月分のサービス利用料を請求いたしますので、現金でお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行いたします。